

第15期定時株主総会招集ご通知に際しての その他電子提供措置事項（交付書面非記載事項）

主要な事業内容

主要な事業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

新株予約権の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

会社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2024年9月1日から2025年8月31日まで）

株式会社ジー・スリーホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、株主のみなさまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律にお送りいたします。

主要な事業内容
（2025年 8 月31日現在）

事業区分	事業内容	会社名
再生可能エネルギー事業	・ 販売用未稼働太陽光発電所の仕入販売 ・ 販売用太陽光発電所の仕入販売 ・ 太陽光発電事業者向け発電商材の仕入販売 ・ 固定資産としての太陽光発電所の取得と稼働による売電 ・ 太陽光発電所のオペレーション＆メンテナンスと新規案件の受託	株式会社ジー・スリーホールディングス 合同会社ESクリーンエナジー 1 号 合同会社エコ・グリーン1 号 その他3社
新規エネルギー事業	・ L P ガス及び都市ガスエンジン搭載非常用発電機の開発販売	株式会社ジー・スリーホールディングス
サステナブル事業	・ 健康食品及び一般医療機器の仕入販売 ・ 基礎化粧品の仕入製造販売 ・ 菜種によるバイオ燃料及び化粧品原材料等の製造・販売	株式会社ジー・スリーホールディングス 株式会社ジー・スリーファクトリー 日本グリーン油田開発株式会社

主要な事業所
（2025年 8 月31日現在）

当	社	本社：東京都品川区
株 式 会 社 ジ ー ・ ス リ ー ファ ク ト リ ー		本社：東京都品川区

使用人の状況（2025年8月31日現在）

（1）企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
再生可能エネルギー事業	4名（―）	―名（―）
新規エネルギー事業	―名（―）	―名（―）
サステナブル事業	4名（―）	4名増（―）
全社（共通）	6名（―）	1名減（―）
合計	14名（―）	3名増（―）

- （注） 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、当社の使用人数であります。

（2）当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14名	3名増	43.9歳	1.7年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。

主要な借入先の状況（2025年8月31日現在）

借入先	借入額
芝信用金庫	22,387千円
さわやか信用金庫	4,649
城南信用金庫	3,982

（注）上記のほか、当社は資金調達的手法として、借入と実質的に同効果であるという判断において、リコーリース株式会社と割賦販売契約を締結しており、当連結会計年度末において、長期設備関係未払金（設備関係未払金を含む）377,270千円を計上しております。

新株予約権の状況

- (1) 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アリア

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検討を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、適正かつ健全な企業活動を行う。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
- ② 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、当社並びに子会社の取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、当社並びに子会社の取締役の業務執行を監督する。
- ③ 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は、法令、定款及び定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ④ 当社並びに子会社の取締役及び使用人による業務執行が、法令、定款及び定められた社内規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。
- ⑤ 監査等委員会直轄の内部監査室を設置し、当社並びに子会社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を監査等委員会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報についても、社外監査等委員及び内部監査室長を窓口として定め、適切に対応する。
- ⑥ コンプライアンスの状況は、コンプライアンス委員会において第三者的な目線から監視するとともに、当社並びに子会社各部門の責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

(2) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書管理規程、職務権限規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ② 当社並びに子会社の取締役及び監査等委員会は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社並びに子会社のコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- ② リスク情報等については、当社並びに子会社各部門の責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は管理本部が行うものとする。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ④ 内部監査室は、当社並びに子会社各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を監査等委員会に報告するものとし、定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、当社並びに子会社における執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る。
- ② 当社並びに子会社の取締役の職務執行が、効率的に行われていることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定並びに業務執行の監督等を行う。当社並びに子会社各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- ③ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行が適正かつ効率的な運営に資することを確認するために、定例の会議を開催して経営数値その他の重要な情報について定期的な経営報告を義務付け、必要に応じて当社の取締役が助言と指導を行う。

(5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の経営について、重要な事項については事前に協議し、経営内容を的確に把握するために、報告事項を定め定期的に報告を求める。

- ② 子会社における経営上の重要事項については、当社取締役会で協議し承認する。また、グループ全体での会議を定期的開催して、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。
 - ③ 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等は、管理本部が統括管理し、全体のリスク管理について定める規程を策定し、その規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求める。
 - ④ 子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また監査については、監査等委員会及び内部監査室が監査規程に基づき実施する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき組織として、監査等委員会直属の内部監査室を設置し、内部監査室員の選任、評価等については、業務執行取締役からの独立性を確保するため、監査等委員会の同意を得るものとする。
 - ② 内部監査室員は監査等委員会の指揮命令に従い、取締役、部門責任者の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 当社並びに子会社の取締役及び使用人が、当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (8) 内部通報を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社は、内部通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、通報者を保護することとする。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に基づき、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお、監査等委員は、当該費用の支出に当たってはその効率性及び適正性に留意するものとする。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に則り、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は説明を求められた場合には、監査等委員会に対して詳細に説明することとする。
- ② 監査等委員は、内部監査室、管理本部と連携を図るとともに、代表取締役及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認するものとする。
- ③ 監査等委員会の職務を補助すべき組織として、監査等委員会直属の内部監査室を設置する。内部監査室は、監査業務のほか、監査等委員会の事務局としてそのサポートを行うものとし、監査等委員会の監査の実効性を確保する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。
- ② 当社並びに子会社は、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- ③ 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するために、管理本部を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役に報告する。
- ④ 当社並びに子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化するとともに取引規約に暴力団排除条項を導入する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- ② 管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、当社並びに子会社の役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 当事業年度においては、取締役会を22回開催し、経営の重要事項について審議・決定し、取締役の職務執行について報告を受けました。取締役会には監査等委員が出席し業務執行取締役の職務執行の状況を監査しております。
- (2) コンプライアンス体制につきましては、各部門が部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めるほか、コンプライアンス委員会が第三者的な目線から監視しております。当事業年度において、コンプライアンス委員会は14回開催され、当社が実施しているコーポレート・ガバナンス強化の進捗及び実効性を監督しております。
- (3) 内部監査につきましては、監査等委員会の直轄である内部監査室が、内部監査計画に基づき当社の各部門、子会社の業務執行及びコンプライアンス遵守の状況等について独立の立場から内部監査を実施し、その結果を監査等委員会、取締役会及びコンプライアンス委員会に報告しております。
- (4) 当事業年度は、監査等委員会を22回開催し、取締役会議案の事前審議、内部監査室の監査結果の報告聴取、その他情報共有を行い監査方針等について協議を行いました。また、監査等委員会は監査計画に基づき、代表取締役を含む取締役との面談の実施、会計監査人や内部監査室との方法共有や意見交換を行いました。監査等委員会の職務が円滑に遂行されるよう、内部監査室が監査等委員会の事務を補助しております。

会社の支配に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現時点では買収への対抗措置の導入決定には至っておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から)
(2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,171,470	780,731	△718,609	△227,514	1,006,076
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,823	1,823			3,646
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△315,727		△315,727
自 己 株 式 の 取 得				△123	△123
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	1,823	1,823	△315,727	△123	△312,205
当 期 末 残 高	1,173,293	782,554	△1,034,337	△227,638	693,871

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	335	9,871	1,016,284
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			3,646
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△315,727
自 己 株 式 の 取 得			△123
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△46	△8,285	△8,331
当 期 変 動 額 合 計	△46	△8,285	△320,537
当 期 末 残 高	289	1,585	695,747

連結注記表

【継続企業の前提に関する注記】

当社グループは、前々連結会計年度及び前連結会計年度において売上高が著しく減少している他、2023年8月期から3期連続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、当連結会計年度においては、営業キャッシュ・フローはプラスに転じて改善したものの、前期に引き続き営業損失、経常損失及び、親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するべく、当社グループは、以下の対応策を実行することにより、安定的な収益力の向上及び健全な財務基盤の構築に取り組んでおります。

1. 安定的な収益力の向上

①再生可能エネルギー事業の収益改善（太陽光発電所の売電収入または物件売却）

当社グループの主力事業である再生可能エネルギー事業は、太陽光発電所の運営による売電収入の他、発電所の仕入及び売却を行ってまいりましたが、あらためて各太陽光発電所の発電量、売電収入、維持管理コストを含む収益性を検討し、販売用不動産として売却し事業資金を獲得する発電所と、固定資産として保有し売電収入を継続的に獲得していく発電所との整理・検討を行っております。

販売用不動産として保有する太陽光発電所については、引き続き、売却活動を進めており、物件価値、売却時期を見極めながら、収益性と運転資金の確保を行ってまいります。一方、固定資産として保有する太陽光発電所については、現状設備のリパワリング等も視野に入れた検討を行いながら、従来の委託管理及び従業員による管理も含めた管理コストの見直しを行うなど、収益性向上に努めてまいります。

②新規事業の安定的な収益化及び既存事業の収益改善

当社グループの主力事業である再生可能エネルギー事業は、世界的な石油資源に基づくエネルギーからの脱却を念頭に、強いニーズと社会的意義のある事業として、今後も引き続き拡大していく分野であると考えております。一方で、日本国内における太陽光発電事業環境は、国土面積あたり、特に平地面積あたりの太陽光設備容量について、主要国において最大となっており、今後の国内太陽光発電所の新設数は横ばいになる、と考えられています。また、FIT制度の終了に伴い太陽光発電所のセカンダリ販売のマーケットが縮小しており、今後はPPAによる事業者と需要家をつなぐ契約が進んでいく側面もあります。

このような状況の中、当社グループは既存事業の収益性の確保もしくは収益改善として、菜種によるバイオ燃料及び化粧品原材料等の製造・販売事業の効果的な収益基盤の構築を進める他、営農型による安定的な太陽光発電所の確保及び売電収入の獲得を計画しております。また、サステナブル事業における健康食品、基礎化粧品及び一般医療機器の販売については、抜本的な商品の見直しや、販路の拡大により、収益改善の検討を引き続き進めてまいります。

さらに、新たな資金調達を前提とし、太陽光発電によるグリーンエネルギーを利用する新規事業の構築も積極的に取り組んでまいります。

③不採算事業の選別

当社グループは、経営資源の選択と集中を図るため、収益を生み出すまでの事業に至っていないマグネシウム電池事業、都市鉱山事業及び消毒OEM事業について、当連結会計年度において事業から撤退しております。引き続き、事業環境、事業進捗等に基づいて、手元資金も考慮した経営資源の配分について見直しを行ってまいります。

2. 健全な財務基盤の構築

①販売費及び一般管理費の見直しによる経費削減

適切な人員配置、役員構成の見直し及び顧問契約・業務委託契約・その他各種契約の見直し等により、すでに当連結会計年度における販売費及び一般管理費について一定規模の経費削減を実施しております。これにより固定費の削減が進み、利益率の改善による営業利益の確保しやすい体質を実現します。

②運転資金の確保

販売用不動産として保有する太陽光発電所の売却による資金化は、運転資金の確保に効果があるものと見込んでおります。引き続き、物件の売却に向けた活動を行うと共に、エクイティファイナンスによる資金調達だけでなく金融機関による調達等を含め、幅広く資金調達方法を検討し、協議を進めてまいります。

当連結会計年度において、上記の対応策の内、販売用不動産として保有する太陽光発電所を売却しました。これにより収益面では、一定の収益改善及び営業キャッシュ・フローの改善に貢献し、財務面でも、年単位の運転資金を確保しております。また、撤退済みの事業以外も採算性の検討を引き続き進め、効率的な経営資源の配分で各事業の収益力を強化してまいります。さらに、適切な人員配置による人件費の削減及び顧問契約・業務委託契約・その他契約の見直しを行い、前期比で販売費及び一般管理費を約14.2%減少させることで、利益率の改善に寄与しております。

しかしながら、依然として前期に引き続き重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している他、新規事業において実際に収益が発生するまでには多少の時間が必要であり、安定的な収益源となる事業の構築中である点から、現時点では引き続き継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

6社
株式会社ジー・スリーファクトリー
日本グリーン油田開発株式会社
合同会社E S クリーンエナジー1号
合同会社エコ・グリーン1号
合同会社エコ・グリーン3号
合同会社サンパワー鯉淵

②非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

宮城川崎町メガソーラー合同会社
非連結子会社は小規模であり、総資産、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用に関する事項

- ・持分法を適用しない非連結子会社の名称
- ・持分法の範囲から除いた理由

宮城川崎町メガソーラー合同会社
非連結子会社は小規模であり、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法であります。

棚卸資産

・ 販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

なお、稼働中の太陽光発電関連資産については、定額法により減価償却を行っております。

主な耐用年数

機械装置

11～13年

・ 商品、原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数

機械装置及び運搬具

14年

無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数について、商標権は10年、特許権は8年としております。ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は顧客との契約から生じる収益として、主に再生可能エネルギー事業、サステナブル事業を行っており、これらの事業から生じる収益は顧客との契約に従い計上しております。

イ. 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業は、主として太陽光発電所の販売事業、売電事業等から構成されており、主な収益ごとに以下のとおり収益を認識しております。

(太陽光発電所の販売事業)

太陽光発電所の販売事業は、主に稼働中の太陽光発電所や太陽光モジュール等の仕入販売を行う事業であり、顧客との販売もしくは譲渡契約に基づき、当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を計上しております。

(売電事業)

売電事業は、日本国内において太陽光発電による電気を、顧客である電気事業者へ販売する事業であり、顧客との売電契約に基づき電気の供給を行う義務を負っております。当該履行義務は、一定期間にわたる売電供給サービスに応じて充足されるものであり、供給した売電サービスに応じて収益を計上しております。

ロ. サステナブル事業

サステナブル事業は、主に健康食品、基礎化粧品及び一般医療機器を販売する事業であり、顧客との販売契約に基づき、当該商品の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を計上しております。

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

該当事項はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

該当事項はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(1) 販売用不動産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産	455,002千円
--------	-----------

②連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、太陽光発電を用途とする不動産の一部を、販売用不動産として保有しております。販売用不動産については、収益性の低下により期末における正味売却価額が取得原価よりも下落した場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とします。

なお、前提とした発電量の変化、想定外の追加コストの発生によって、販売用不動産の評価損や売却による損失が計上され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産合計	106,336千円
無形固定資産合計	0千円
減損損失	4,811千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、原則として、再生可能エネルギー事業セグメントについては発電所及び賃貸する土地を、それ以外はセグメントを独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として認識します。減損の兆候の有無及び認識の要否における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画及び過去の実績等を基礎とする将来キャッシュ・フローの見積りであります。

なお、前提とした環境等の変化により、将来キャッシュ・フローの見積りが変化した場合に減損損失の計上が必要となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 34,459千円

(2) 割賦払いによる所有権留保資産

割賦払いにより購入しているため、所有権が留保されている資産及び設備関係未払金残高は次のとおりであります。

①所有権が留保されている資産

販売用不動産 334,302千円

②設備関係未払金残高

設備関係未払金 37,049千円

長期設備関係未払金 340,221千円

(3) 偶発債務

該当事項はありません。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

(1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	19,348,720株	25,000株	一株	19,373,720株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使により25,000株の新株の発行を実施したことによる増加分であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

【金融商品に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、必要な資金を銀行借入及び割賦取引等により調達しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金については、主に賃貸借契約に係る預託金であり、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金については、主に運転資金として調達しており、償還日は最長で決算日後約4年であります。

長期設備関係未払金は、主に太陽光設備取得に係る事業資金を割賦取引により調達しており、償還日は最長で決算日後約9年であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、敷金及び保証金については、契約に際して、相手先の信用状況を検討したうえで意思決定を行うとともに、回収懸念の把握に努めております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないもの等は、次表に含めておりません（(3)の③をご参照ください。）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①長期借入金(*2)	31,018	30,577	△440
②長期設備関係未払金(*3)	377,270	356,955	△20,315
負債計	408,288	387,533	△20,755

(※1) 現金及び預金、売掛金、未収入金等、買掛金、未払金等につきましては、現金であること又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金に係る連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) 長期設備関係未払金に係る連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期設備関係未払金を含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品
該当事項はありません。
- ②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	30,577	－	30,577
長期設備関係未払金	－	356,955	－	356,955
負債計	－	387,533	－	387,533

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金及び長期設備関係未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

- ③市場価格のない金融商品等

区分	連結貸借対照表計上額
敷金及び保証金	35,383千円

上記については、市場価格がない等により、時価開示の対象とはしておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、三重県その他の地域において、賃貸用の土地を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸収益（売上高に計上）は1,583千円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
25,595	－	25,595	27,230

(注) 当連結会計年度末の時価は、主として社外の鑑定人による鑑定評価額、及び固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含みます。）であります。

【収益認識に関する注記】

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	再生可能 エネルギー事業	新規 エネルギー事業	サステナブル 事業	
売上高				
顧客との契約から 生じる収益	579,392	－	27,154	606,547
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	579,392	－	27,154	606,547

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【1 株当たり情報に関する注記】

- (1) 1株当たり純資産額

37円81銭
- (2) 1株当たり当期純損失

17円21銭

【重要な後発事象に関する注記】

(重要な固定資産の取得)

当社は、2025年10月6日の取締役会において、系統用蓄電所の事業用地、設備及び電力接続権を取得し、新たに系統用蓄電所に関する事業を開始することについて決議し、2025年10月7日に株式会社野村屋ホールディングス（以下、「野村屋HD」といいます。）と売買契約書の締結及び系統用蓄電事業の開始をいたしました。

1. 系統用蓄電事業への参入及び本蓄電所取得の理由

当社グループは、ヒトと社会の持続的な豊かさと幸福に貢献するため、環境負荷にならないクリーンなエネルギー提供と、新しい生活様式におけるヒトと社会が輝けるサステナブルなソリューション提供をコンセプトに、太陽光発電所の販売、運営等を中心とした再生可能エネルギー事業、カーボンニュートラルを実現するための事業開発等を行う新規エネルギー事業、環境問題、社会問題の解決に向けた取り組みを中心としたサステナブル事業を推進しており、既存事業の強化に加え、新たな事業領域への参入を進め、収益の柱を確立することを重点課題の一つとしております。

こうした方針のもと、当社グループは2016年より、再生可能エネルギー事業として、FITに係る太陽光発電所の開発、発電所の運営による売電事業、発電所のセカンダリ販売、O&M事業等を積極的に推進し、当社グループの事業の柱として経営を進めてまいりました。他方、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画においては、DX・AIの普及等によって今後も電力需要の増加が見込まれること、2040年度に向けた電源構成の目標として、再生可能エネルギーの電力供給に占める割合を40～50%とすること等が示され、温室効果ガス削減目標として日本が2050年のカーボンニュートラル実現を目指す一方で、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、天候や季節により変動する発電量への対応や、需要の少ない時間帯に生じる余剰電力増大に伴う発電所の出力抑制の増加など、電力需給バランスの課題が顕在化しております。こうした課題の解決策として注目されているのが、電力系統に直接接続された系統用蓄電池であり、市場を通じた調整力や供給力を担う系統用蓄電所の需要が、急速に高まっております。

こうした背景のもと、当社グループは、これまで蓄積してきた再生可能エネルギー事業の知見と実績を活かし、高い社会需要や成長性が見込まれる系統用蓄電所事業への参入を決定いたしました。系統用蓄電事業の推進により、再生可能エネルギーの持続可能性と脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

2. 蓄電所事業の概要

(1) 本事業の内容

本事業は、野村屋HDの関係会社が保有している九州地方の事業用地と系統用蓄電所に係る電力会社への電力接続権をもとに、本蓄電所の開発が行われ、当該設備の完成後に引き渡しを受けるものです。その後、特定卸供給事業者（アグリゲーター）との契約締結のうえ、系統用蓄電事業を行ってまいります。今後、年間6ヶ所の系統用蓄電所の取り扱いを目標に、事業を推進する予定です。

(2) 当該事業を担当する部門

当社環境エネルギー事業部門において、再生可能エネルギー事業として推進する予定です。

3. 蓄電所の概要

所在地：熊本県玉名郡長洲町

名称：玉名郡長洲蓄電所

敷地面積：約218.40坪

定格出力：1,999 k W

定格容量：8,000 k W h

4. 日程

取締役会決議日 2025年10月6日

契約締結日 2025年10月7日

事業開始日 2025年10月7日

本蓄電所の引渡日 2026年5月31日（予定）

本蓄電所の取得日 2026年6月30日（予定）

5. 業績に与える影響

本件に係る業績の影響は現在精査中であり、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

【その他の注記】

(1) 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

①減損損失を認識した資産の概要

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
サステナブル事業（東京都品川区）	その他	特許権	4,427
本社共用資産（東京都品川区）	その他	ソフトウェア	384

②減損損失の計上に至った経緯

サステナブル事業において、当社連結子会社である日本グリーン油田開発株式会社が推進する菜種によるバイオ燃料及び化粧品原材料等の製造販売事業、当初の計画から遅れが生じており、使用価値を回収可能価額として評価し、全額を減損損失として計上しております。

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位のグルーピングとして、再生可能エネルギー事業においては各発電所ごとにグルーピングし、それ以外はセグメントごとにグルーピングしております。共用資産を含むより大きな単位で、本社共用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（384千円）として特別損失に計上しました。

③回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は、資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を採用しております。なお、特許権及びのれんにつきましては、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(2) 資産除去債務

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

太陽光発電用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から18年と見積り、割引率は当該使用期間に見合う国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	11,630千円
時の経過による調整額	54千円
販売用不動産の売却による減少額	△9,233千円
期末残高	2,452千円

株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,171,470	380,718	400,012	780,731	46,943	△776,370	△729,427
当 期 変 動 額							
新株の発行（新株 予約権の行使）	1,823	1,823		1,823			
当 期 純 損 失						△369,205	△369,205
自己株式の取得							
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ）							
当期変動額合計	1,823	1,823	－	1,823	－	△369,205	△369,205
当 期 末 残 高	1,173,293	382,541	400,012	782,554	46,943	△1,145,576	△1,098,632

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△227,514	995,259	335	995,595
当 期 変 動 額				
新株の発行（新株 予約権の行使）		3,646		3,646
当 期 純 損 失		△369,205		△369,205
自己株式の取得	△123	△123		△123
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ）			△46	△46
当期変動額合計	△123	△365,682	△46	△365,728
当 期 末 残 高	△227,638	629,576	289	629,866

個別注記表

【継続企業の前提に関する注記】

当社は、前々会計年度及び前会計年度において売上高が著しく減少している他、2023年8月期から3期連続して重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上しております。また、当会計年度においては、営業キャッシュ・フローはプラスに転じて改善したものの、前期に引き続き営業損失、経常損失及び、当期純損失を計上したことから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するべく、当社は、以下の対応策を実行することにより、安定的な収益力の向上及び健全な財務基盤の構築に取り組んでおります。

1. 安定的な収益力の向上

①再生可能エネルギー事業の収益改善（太陽光発電所の売電収入または物件売却）

当社の主力事業である再生可能エネルギー事業は、太陽光発電所の運営による売電収入の他、発電所の仕入及び売却を行ってまいりましたが、あらためて各太陽光発電所の発電量、売電収入、維持管理コストを含む収益性を検討し、販売用不動産として売却し事業資金を獲得する発電所と、固定資産として保有し売電収入を継続的に獲得していく発電所との整理・検討を行っております。

販売用不動産として保有する太陽光発電所については、引き続き、売却活動を進めており、物件価値、売却時期を見極めながら、収益性と運転資金の確保を行ってまいります。一方、固定資産として保有する太陽光発電所については、現状設備のリパワリング等も視野に入れた検討を行いながら、従来の委託管理及び従業員による管理も含めた管理コストの見直しを行うなど、収益性向上に努めてまいります。

②新規事業の安定的な収益化及び既存事業の収益改善

当社の主力事業である再生可能エネルギー事業は、世界的な石油資源に基づくエネルギーからの脱却を念頭に、強いニーズと社会的意義のある事業として、今後も引き続き拡大していく分野であると考えております。一方で、日本国内における太陽光発電事業環境は、国土面積あたり、特に平地面積あたりの太陽光設備容量について、主要国において最大となっており、今後の国内太陽光発電所の新設数は横ばいになる、と考えられています。また、FIT制度の終了に伴い太陽光発電所のセカンダリ販売のマーケットが縮小しており、今後はPPAによる事業者と需要家をつなぐ契約が進んでいく側面もあります。

このような状況の中、当社は既存事業の収益性の確保もしくは収益改善として、サステナブル事業における健康食品、基礎化粧品及び一般医療機器の販売については、抜本的な商品の見直しや、販路の拡大により、収益改善の検討を引き続き進めてまいります。

さらに、新たな資金調達を前提とし、太陽光発電によるグリーンエネルギーを利用する新規事業の構築も積極的に取り組んでまいります。

③不採算事業の選別

当社は、経営資源の選択と集中を図るため、収益を生み出すまでの事業に至っていないマグネシウム電池事業、都市鉱山事業及び消毒OEM事業について、当会計年度において事業から撤退しております。引き続き、事業環境、事業進捗等に基づいて、手元資金も考慮した経営資源の配分の見直しを行ってまいります。

2. 健全な財務基盤の構築

①販売費及び一般管理費の見直しによる経費削減

適切な人員配置、役員構成の見直し及び顧問契約・業務委託契約・その他各種契約の見直し等により、すでに当会計年度における販売費及び一般管理費について一定規模の経費削減を実施しております。これにより固定費の削減が進み、利益率の改善による営業利益の確保しやすい体質を実現します。

②運転資金の確保

販売用不動産として保有する太陽光発電所の売却による資金化は、運転資金の確保に効果があるものと見込んでおります。引き続き、物件の売却に向けた活動を行うと共に、エクイティファイナンスによる資金調達だけでなく金融機関による調達等を含め、幅広く資金調達方法を検討し、協議を進めてまいります。

当会計年度において、上記の対応策の内、販売用不動産として保有する太陽光発電所を売却しました。これにより収益面では、一定の収益改善及び営業キャッシュ・フローの改善に貢献し、財務面でも、年単位の運転資金を確保しております。また、撤退済みの事業以外にも採算性の検討を引き続き進め、効率的な経営資源の配分で各事業の収益力を強化してまいります。さらに、適切な人員配置による人件費の削減及び顧問契約・業務委託契約・その他契約の見直しを行い、前期比で販売費及び一般管理費を約16.8%減少させることで、利益率の改善に寄与しております。

しかしながら、依然として前期に引き続き重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上している他、新規事業において実際に収益が発生するまでには多少の時間が必要であり、安定的な収益源となる事業の構築中である点から、現時点では引き続き継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ・ 子会社株式(子会社出資金を含む) 移動平均法に基づく原価法であります。
- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法であります。

棚卸資産

- ・ 販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

なお、稼働中の太陽光発電関連資産については、定額法により減価償却を行っております。

主な耐用年数

機械装置

11～13年

- ・ 貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械装置及び運搬具

14年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数について、商標権は10年としております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約から生じる収益として、主に再生可能エネルギー事業、サステナブル事業を行っており、これらの事業から生じる収益は顧客との契約に従い計上しております。

イ. 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業は、主として太陽光発電所の販売、売電事業等から構成されており、主な収益ごとに以下のとおり収益を認識しております。

(太陽光発電所の販売)

太陽光発電所の販売事業は、主に稼働中の太陽光発電所や太陽光モジュール等の仕入販売を行う事業であり、顧客との販売もしくは譲渡契約に基づき、当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を計上しております。

(売電事業)

売電事業は、日本国内において太陽光発電による電気を、顧客である電気事業者へ販売する事業であり、顧客との売電契約に基づき電気の供給を行う義務を負っております。当該履行義務は、一定期間にわたる売電供給サービスに応じて充足されるものであり、供給した売電サービスに応じて収益を計上しております。

ロ. サステナブル事業

サステナブル事業は、主に消毒用噴霧器を販売する事業であり、顧客との販売契約に基づき、当該商品の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を計上しております。

【表示方法の変更に関する注記】

該当事項はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(1) 販売用不動産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産

455,002千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「【会計上の見積りに関する注記】」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産合計	106,336千円
無形固定資産合計	0千円
減損損失	384千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「【会計上の見積りに関する注記】」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【貸借対照表に関する注記】

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 34,459千円

(2) 関係会社に対する債権及び債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、以下のとおりであります。

短期金銭債権	3,798千円
短期金銭債務	10千円

(3) 割賦払いによる所有権留保資産

割賦払いにより購入しているため、所有権が留保されている資産及び設備関係未払金残高は次のとおりであります。

①所有権が留保されている資産

販売用不動産	334,302千円
--------	-----------

②設備関係未払金残高

設備関係未払金	37,049千円
長期設備関係未払金	340,221千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

売上高	5,657千円
売上原価	－千円
営業取引以外の取引高	76,810千円

営業取引以外の取引高には、貸倒引当金繰入額71,502千円が含まれております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	1,020,551株	961株	－株	1,021,512株

(注) 自己株式の増加株式数961株は、単元未満株式の買取りによる増加961株であります。

【税効果会計に関する注記】

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は販売用不動産の償却及び評価損、貸倒負引当金、減損損失、繰越欠損金等であり、回収可能性を検討した結果、評価性引当額として全額控除しております。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

当事業年度において、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ジー・スリーファクトリー	所有 直接 100.0%	役員の兼任 経営指導	資金の貸付	－	1年内回収予定 の関係会社長期 貸付金	12,000
				貸付金の 回収	11,000	関係会社 長期貸付金 (注)3	247,000
				利息の受取 (注) 1	5,308	－	－
				経営指導料 等の受取 (注) 2	5,657	未収入金	330

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付の金利につきましては、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
2. 子会社に対する経営指導料の算定については、当社の経営指導運営コストに一定料率を加えたものと
し、契約に基づき事業年度毎に当社が設定しております。
3. 株式会社ジー・スリーファクトリーは債務超過のため、貸付金に対する貸倒引当金259,000千円を計上
しております。

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報について、個別注記表「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【1 株当たり情報に関する注記】

(1) 1 株当たり純資産額	34円31銭
(2) 1 株当たり当期純損失	20円13銭

【重要な後発事象に関する注記】

連結注記表「【重要な後発事象に関する注記】（重要な固定資産の取得）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【その他の注記】

該当事項はありません。